

群馬県農業統一ロゴマーク運用要領

令和7年12月1日 制定
群馬県農政部ぐんまブランド推進課

1 趣旨

群馬県農業統一ロゴマークを円滑に運用するため、必要な事項を定める。

2 目的

群馬県が誇る多彩で高品質な農林水産物は、首都圏をはじめとする多くの地域で広く消費されている。しかし、一部品目においては、消費者に「群馬県産」であることが十分に認知されていないまま購入されている現状がある。こうした状況を踏まえ、海外を含めた消費者に群馬県農林水産物を分かりやすく伝えることができる「群馬県農業統一ロゴマーク」（以下、「統一ロゴマーク」という。）を作成し、群馬県農林水産物の認知度向上及び消費者による選択購入の促進を図る。

※農林水産物は、食用に限る。

3 使用条件等

(1) 加工していないもの

4 使用対象の、
第29類の一部（ウ、エ、オほか）
第31類の一部（エ、カ、ク、サ、ス、セほか）

①県内農業者が県内で生産したもの（食肉は、飼養期間を通じて県内で飼養した期間が最も長いこと）

※県内農業者が出耕作等により県外で生産 ⇒対象外

※県外農業者が県内で生産 ⇒対象外

②県内外の事業者が、上記①の農林水産物を一次加工したもの

※県内事業者が販売するため、県外の加工業者に加工委託 ⇒対象

※県外の加工業者が加工・販売 ⇒対象

(2) 加工品

4 使用対象の、
第29類の一部（イ、ク、ケ、コほか）
第30類
第31類の一部（シほか）
第32類
第33類

①主原料が県内産であること

②加工地は問わない

※県内事業者が販売するため、県外の加工業者に加工委託 ⇒対象

※県外の加工業者が加工・販売 ⇒対象

(3) P R 資材等

上記(1)、(2)の販売促進あるいは「統一ロゴマーク」そのもののP R等を図るための資材等の作成にあたっては、県産農林水産物の認知度向上、イメージアップに繋がるものを使用対象とする。

なお、「統一ロゴマーク」のイメージを損なう資材等は使用対象外とする。

(4) その他

上記(1)、(2)及び(3)で、使用条件等が不明確な場合は、必要な検討を経て判断する。

4 使用対象

別紙「「統一ロゴマーク」使用対象品目一覧」を参照

※使用対象は、食用に限る。

5 手続き

(1) 所定様式による申込書(様式:別紙1)を9の事務窓口宛て提出

ア 記載項目

- ・申込者の情報(申込者名、所在地、連絡先、メールアドレス等)
- ・使用対象の情報(品目名、出荷・販売規模、販売・終了時期等)
- ・使用資材の情報(資材・商品の作成時期、作成数)
- ・加工品の場合
 - ア)主原料が判然とする資料/食品表示ラベルの写真等、
 - イ)主原料が県内産であることが分かる書類等の添付
 - ウ)保健所の食品衛生に関する許可書(写し)の提出

イ 申込者の要件

3使用条件等を満たしており、県産農林水産物の認知度向上、ブランド力向上のために、多彩で高品質な県産農林水産物の誇りを持って生産・加工、販売、流通等を行う者

(2) デザインの送付

事務窓口から「統一ロゴマーク」のデータをメール等により送付

(3) 「統一ロゴマーク」使用場面毎の届出(様式:別紙2)を事務窓口宛て提出

記載項目等

上記5(1)に準じるが、その他、品目や加工品毎に使用方法が分かる情報(写真等)を記載

(4) その他

ア 3(3)P R資材等の手続きについても、上記(1)~(3)に準じる。

イ 「統一ロゴマーク」の使用実績は、(1)申込の段階で使用する製品の作成数

等の記載で把握することを原則とし、必要に応じて個別確認を行う。

ウ 「統一ロゴマーク」の使用状況等は、必要に応じて群馬県が調査を行う場合があります。

6 使用者の責務

県産農林水産物のイメージダウンに繋がる使用は、実需者や消費者の信頼を失い、取扱量や販売金額等に多大な悪影響があることから、使用者は「統一ロゴマーク」を使用する責務があることを踏まえ、生産工程の記録・管理、食品衛生に留意する等、県産農林水産物の適切な生産・加工、販売、流通等に努めなければならない。

また、「統一ロゴマーク」のデザインにあたっては、「群馬県農業統一ロゴマーク利用規程」を遵守し、適切な使用を行うこと。

7 使用認定の取消し

5手続き及び6使用者の責務に反する使用事例等が見られ、速やかな改善の可能性がない場合には、「統一ロゴマーク」の使用認定について、県の判断で取消しを行う。

8 事故、苦情等の処理

「統一ロゴマーク」を使用した農産物、加工品、資材等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者は責任をもって、必要な措置を講じなければならない。また、事故等について、群馬県はその責を負わないものとする。

9 事務窓口

群馬県農政部ぐんまブランド推進課販売戦略係

TEL：027-226-3129

FAX：027-243-7202

Email：aic@pref.gunma.lg.jp

【別紙】

◆「統一ロゴマーク」使用対象品目一覧（県が商標登録を申請した5分類の主な区分）

（1）第29類（動物性の食品、加工野菜等）

ア 食用油脂（31C01）

イ 乳製品（31D01）

- ・牛乳、クリーム、チーズ、乳酸飲料、乳酸菌飲料、バター、発酵乳、粉乳（乳幼児用のものを除く。）やぎ乳、羊乳、練乳
- ※「バター」は、「マーガリン」に類似と推定する。

ウ 食肉（32A01）

- ・牛肉、鶏肉、豚肉

エ 卵（32B01）

- ・あひるの卵、うずらの卵、鶏卵

オ 食用魚介類（生きているものを除く。）（32C01）

- ・あゆ、かに、こい（抜粋）

カ 冷凍野菜（32D01）

キ 冷凍果実（32E01）

ク 肉製品・加工水産物（32F01、32F02）

①肉製品

- ・かす漬け肉、乾燥肉、コロッケ、ソーセージ、肉の缶詰、肉のつくだに、肉の瓶詰、ハム、ベーコン

②加工水産物

- ・かす漬け魚介類、かまぼこ、はんぺん、ちくわ（抜粋）

ケ 加工野菜及び加工果実（32F04）

- ・果実の缶詰及び瓶詰、果実の漬物、乾燥野菜、ジャム、調理用野菜ジュース、チョコレートスプレッド、ピーナッツバター、ひき割りアーモンド、マーマレード、めんま、野菜の缶詰及び瓶詰、野菜の漬物
- ※「調理用野菜ジュース」は、第32類「トマトジュース」に類似する。

コ 油揚げ・凍り豆腐・こんにゃく・豆乳・豆腐・納豆（32F05）

サ 加工卵（32F07）

シ カレー・シチュー又はスープのもと（32F10）

ス お茶漬けのり・ふりかけ（32F11）

セ なめ物（32F12）

ソ 豆（小豆、いんげん豆、えんどう豆、そら豆、大豆、落花生）（33A01）

（2）第30類（加工した植物性の食品、調味料等）

ア 茶（ウーロン茶、紅茶、昆布茶、麦茶、緑茶）（29A01）

- ※「ウーロン茶、紅茶」は、「コーヒー及びココア」に類似する。

イ コーヒー及びココア（29B01）

- ・コーヒー、代用コーヒー、ミルクコーヒー、ココア、チョコレート飲料、ミルクココア

- ※「コーヒー及びココア」は、「ウーロン茶、紅茶」に類似する。

ウ 氷 (29D01)

エ 菓子及びパン (30A01)

①菓子

1) 和菓子 (甘栗、甘納豆、あめ、あられ、あんころ、いり栗、いり豆等)

2) 洋菓子 (アイスクャンデー、アイスクリーム、ウエハース等)

②パン

・あんぱん、クリームパン、ジャムパン、食パン、バンズ

※「氷砂糖 (菓子)、水あめ (菓子)」は「氷砂糖、水あめ」に類似と推定する。

オ 調味料 (31A01～31A05)

①みそ

②しょうゆ、ドレッシング (抜粋)

③はちみつ、水あめ (抜粋)

④ごま塩、食塩、すりごま、セロリーソルト

⑤うま味調味料

カ 香辛料 (31B01)

キ アイスクリームのもと・シャーベットのもと (31D01)

ク コーヒー豆 (32D04)

ケ 穀物の加工品 (32F03)

・うどんの麺、乾燥飯、素麺の面、即席うどんの麺、パン粉 (抜粋)

※「強化米」は「米」に分類する。

コ アーモンドペースト (32F04)

サ ぎょうざ・サンドイッチ・しゅうまい・すし・たこ焼き (抜粋) (32F06)

シ イーストパウダー・こうじ・酵母・ベーキングパウダー (32F08)

ス 即席菓子のもと (32F09)

セ 酒かす (32F14)

ソ 米・脱穀済みのえん麦・脱穀済みの大麦・食料粉類 (33A01)

※「米」は、「強化米」に類似と推定する。

タ 食用グルテン (33A02)

(3) 第31類 (加工していない陸産物等)

ア 生花の花輪 (20F01)

イ 釣り用餌 (24D01)

ウ ホップ (31A06)

エ 食用魚介類 (生きているものに限る。) (32C01)

・こい (抜粋)

オ 海藻類 (32C02)

・あおさ、昆布 (抜粋)

カ 野菜 (32D01)・茶の葉 (32D03)

・具体的な品目は記載略

キ 糖料作物 (砂糖きび、てんさい) (32D02)

ク 果実 (32E01)

・具体的な品目は記載略

ケ コブラ

コ 麦芽 (32F13)

サ あわ・きび・ごま・そば・とうもろこし・ひえ・麦・粳米・もろこし (33A01)

シ 飼料 (33B01)

・魚かす、合成飼料、米ぬか、混合飼料、しょうゆかす、大豆油かす、でん粉かす、肉粉、配合飼料

ス 種子類 (33C01)

・園芸用球根、園芸用種子、農産用球根、農産用種子 (抜粋)

セ 木、草、芝、ドライフラワー、苗、苗木、花、牧草、盆栽 (33D01)

ソ 獣類・魚類 (食用のものを除く。)・鳥類及び昆虫類 (生きているものに限る。) (33D02)

タ 蚕種・種繭 (33D03)

チ 種卵 (33D04)

ツ 漆の実 (34E01)

テ 未加工のコルク・やしの葉 (34E02)

(4) 第 32 類 (アルコールを含有しない飲料、ビール等)

ア ビール (28A02)

・黒ビール、合成ビール、スタウト、ラガービール

イ 清涼飲料・果実飲料 (29C01)

①清涼飲料

・アイソトニック飲料、ガラナ飲料、鉱泉水、コーヒーシロップ、コーラ飲料、サイダー、シャーベット水、シロップ、ジンジャーエール、清涼飲料のもと、炭酸水、ラムネ、レモン水、レモンスカッシュ

②果実飲料

・オレンジジュース、グレープジュース、トマトジュース、パインジュース、りんごジュース

※「トマトジュース」は、「飲料用野菜ジュース」及び第 29 類「調理用野菜ジュース」に類似する。

※「コーヒーシロップ」は、第 30 類「コーヒー」に類似する。

ウ ビール製造用ホップエキス (31A06)

エ 乳清飲料 (31D01)

オ 飲料用野菜ジュース (29C01)

※「飲料用野菜ジュース」は「トマトジュース」に類似する。

(5) 第 33 類 (ビールを除くアルコール類)

ア 日本酒 (28A01)

・泡盛、合成清酒、焼酎、白酒、清酒、直し、みりん

イ 洋酒・果実酒 (28A02)

①洋酒

・ウイスキー、ウォッカ、ジン、ピタース、ブランデー、ラム、リキュール

②果実酒

- ・いちご酒、梨酒、ぶどう酒、りんご酒

ウ 中国酒（28A03）

- ・ウチャピーチュー、カオリャンチュー、パイカル、ラオチュー

※「中国酒」は、「にんじんきなてつぶどう酒」に類似する。

エ 薬味酒（28A04）

- ・梅酒、にんじんきなてつぶどう酒、はちみつ酒、保命酒、松葉酒、まむし酒

※「薬味酒」は、第5類「薬用酒」に類似と推定する。

「にんじんきなてつぶどう酒」は「中国酒」に類似する。